

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 熨斗 祥皓 葛城市木戸二〇六

〃 川口 和良 天理市遠田町三八一―三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 永曾 喜太郎 天理市長柄町七三三

〃 下村 恵朗 葛城市當麻一四〇―一